

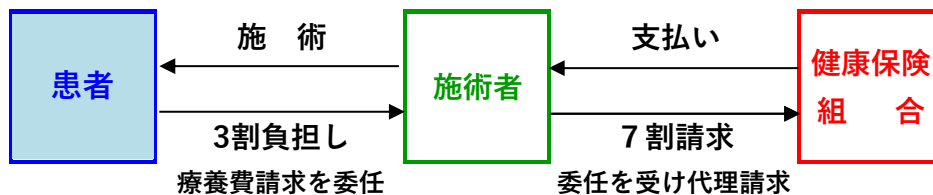
## はりきゅう、あんまマッサージ指圧の治療費が 全額立替払い方式に変わります

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師（以下、「施術者」という）の治療費支払方法を下記のとおり変更させていただきますので、ご理解のうえ、ご協力をよろしくお願いいたします。

### 記

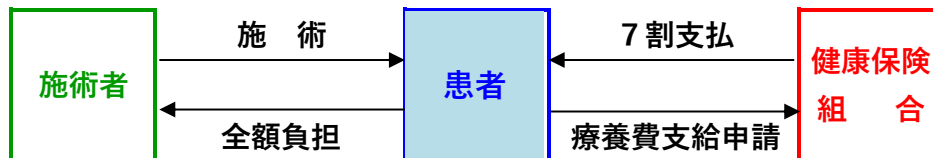
#### 1. 変更前の治療費支払方法（2019年4月施術分まで）

患者は治療費（施術料）の3割を窓口で負担し、残りの7割を施術者が患者に代わって健康保険組合に支給申請する方式



#### 2. 変更後の治療費支払方法（2019年5月以降施術分から）

一旦、患者が治療費（施術料）の全額を窓口で支払い、その7割を被保険者から健康保険組合に支給申請する方式



#### 3. 変更理由について

- ① 現在の申請方法は、患者と施術者との間の契約による委任請求であり、法律や国（厚生労働省）の認められた申請方法ではないため、その見直しが必要となりました。
- ② 医療機関等（病院や診療所、歯科医院、薬局等）での保険診療以外となる「療養費（治療用装具や保険証がない場合の治療費などの保険請求）」は、健康保険法で全額立替払いが原則とされています。
- ③ 「療養費」は、やむを得ず医師以外の手当て（施術）を受けたものと健康保険組合が認めた場合に支給されるものであり、疲労回復や慰安・予防目的の手当て（施術）は保険給付の対象外です。一旦、患者が全額負担して支給申請することにより、保険給付の対象であるか否かの決定において、施術者を巻き込んだトラブルを避けることもできます。

※ 申請方法の変更については、第190回組合会で審議のうえ決定されたものです。  
保険請求にあたり新たに申請手続きが必要となりますが、ご理解のうえご了承ください。

※ 変更後の申請方法等については、次の内容をご確認ください。

## 【 申請方法 】

- ① 施術料の全額を施術所窓口で支払い、「領収書」を受け取ります。
- ② 療養費請求書に、施術者による **1 ヶ月分（暦月）** の施術内容等の証明を受けます。
- ③ 以下の書類を揃え、当健保組合にご提出ください。審査のうえ支給決定を行います。
- ④ 医療機関との併用確認等に時間を要するため、支給はおよそ施術月より 3 か月後となります。

### 請求に必要となる書類

□『療養費請求書』…様式は 2019 年 5 月までに当健保組合ホームページに掲載します。

『はり・きゅう用』または『あんま・マッサージ用』の該当するものに記入。

また、「施術内容欄・施術証明欄」は施術者、それ以外の項目は申請者(被保険者)が記入をします。

□『領収書原本』（全額自己負担額の記載、患者氏名、施術日、領収印のあるもの）

□『医師の施術同意書（原本）』

※初めて施術を受けるときは医師の診察のうえ施術同意を受けることが必要です。

また、初めて施術を受けた日から 6 か月を経過して更に施術を受ける場合は、再度、医師の診察のうえ  
施術同意(再同意)を受けることが必要です。

□『施術報告書（写し）』

※施術者の施術報告書交付料の算定が行われている場合は、施術者が発行した当該書類の写しを確認のため添付してください。

□『往療状況確認書』

※往療(歩行困難等の理由により自宅等に施術者が赴くこと)による施術を受けた場合には、施術者へ『往療  
状況確認書』の記入を受け申請書に添付してください。

□『1 年以上・月 16 回以上施術継続理由・状態記入書』

※初療の日から 1 年以上経過していて、かつ、1 ヶ月間の施術を受けた回数が 16 回以上の場合には、  
施術者へ『1 年以上・月 16 回以上施術継続理由・状態記入書』の記入を受け申請書に添付してください。

## 【 留意事項 】

2019 年 5 月施術分以降、施術者から申請があったものは、委任した被保険者へ申請書を返却させていただきます。お手数ですが、上記（領収書(原本)等の添付)の手続きにより再申請をしてください。

以 上